

精神障害者旅客運賃割引規則

規程 (営) 第 17-3 号
制定 平成 26 年 4 月 1 日
改正 令和 7 年 4 月 1 日

(適用範囲)

第 1 条 この規則は、精神障害者が、単独又は介護者と共に、千葉都市モノレール株式会社の経営する軌道（以下「当社線」という。）を乗車する場合に適用する。

(精神障害者)

第 2 条 この規則において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 1 項に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者をいう。

(注 1) 精神障害者手帳の様式は、次のとおりである。

「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知）により示された様式

(1) 紙様式（例）

(裏表紙)

備 考
注 1) 住所や氏名が変わったときは、 変更届を出してください。 注 2) 更新の申請は、有効期限の 3 か 月前から市町村役場で行うことがで きます。

(表表紙)

障 害 者 手 帳
都道府県（指定都市）名

(内面左)

3 cm		4 cm
写 真	ベ ス ト 半 截	
氏名		
住所		
生年月日		
障害等級		
手帳番号		号

(内面右)

交付日	年	月	日
有効期限	年	月	日
(更新)			
(更新)			
(更新)			
(更新)			
都道府県（指定都市）名			印
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳			

(2) カード様式

(表)

27.5mm	22mm	写 真	ベ ス ト 半 截	障害者手帳				12mm	2mm
				氏名	住所	生年月日	年		
				交付日	年	月	日	都道府県（指定都市）名	印
				有効期限	年	月	日		
85.60mm									
53.98mm									

(裏)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳	
有効期限の更新 (更新) (更新)	(更新) (更新)
備考	
注1) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。 注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。	

(注2)「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第7条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第10条に定める乗降の際及び乗車中の呈示に限り、注1に掲げる様式による身体障害者手帳に代わるものとするができる。

2 前項の精神障害者を、次に掲げるところにより、第1種精神障害者及び第2種精神障害者に区分する。

(1) 第1種精神障害者 障害等級が1級とされている精神障害者をいう。

(2) 第2種精神障害者 障害等級が2級又は3級とされている精神障害者をいう。

3 第1種精神障害者及び第2種精神障害者の別については、精神障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

第3条 精神障害者が、第1種精神障害者及び12才未満の第2種精神障害者であるときは、精神障害者1人に対して、1人の介護者を付けることができる。

2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であつて、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購入する者でなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次の各号の定めるとおりとする。

(1) 普通乗車券 精神障害者が単独で乗車する場合又は第1種精神障害者及び12才未満の第2種精神障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。

(2) 回数乗車券 12才以上の精神障害者が単独で乗車場合又は第1種精神障害者及び12才未満の第2種精神障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。ただし、小児用回数乗車券については、割引の取扱いはしない。

(3) 定期乗車券 精神障害者が単独で乗車する場合又は第1種精神障害者及び12才未満の第2種精神障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前各号の規定により、精神障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱い区間)

第5条 精神障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱い区間は、当社線の各駅相互間とする。

(割引率)

第6条 精神障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。

(割引乗車券の購入申込み)

第7条 精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、精神障害者手帳を発売箇所に呈示し、必要な乗車券の購入申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類は、精神障害者と、その介護者とが、同一の電車に乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券による乗越し又は払戻しの取扱)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する乗越しの取扱い又は旅客運賃の払戻しの取扱いは、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券を共に行う場合に限って取扱う。

(精神障害者手帳の携帯)

第10条 精神障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、精神障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客営業に関する一般の規定による。

(乗車券の発売方)

第12条 精神障害者が精神障害者手帳を呈示し、乗車券の購入を申し出たときは、次の各号により取扱う。

(1) 普通乗車券は「自動券売機」により発売する。

(2) 定期乗車券、回数乗車券は「定期券発行機」により発売する。

2 前項第1号に定める乗車券の購入を、係員の常駐しない駅で行う場合、あらかじめ電話又は各駅の連絡装置により、係員に購入の旨を申告し、その指示を受けなければならない。

(割引乗車券の様式)

第13条 前条の規定により発売する割引乗車券は、乗車券表面に次に定める割引の表示をする。

番号	印章	内 容
1	福	精神障害者に対する定期乗車券を発売する場合。
2	付	精神障害者の介護者に対する定期乗車券を発売する場合。
3	特割	精神障害者又はその介護者に対する定期乗車券を発売する場合であって、当該旅客が小児である場合。(この場合、上記1，2の印章は表示しない。)
4	小・割	割引普通乗車券又は回数乗車券を発売する場合。

附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 この規則は、令和3年3月13日から施行する。

附 則 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。